

早稲田大学学位規則の運用に関する文学研究科申し合わせ 博士論文指導要綱

- 1 本要綱は、早稲田大学文学研究科における、「課程による博士学位」申請に向けての指導指針である。
- 2 「課程による博士学位」申請の促進に向けての指導
 - (1) 指導教員（正）の決定
文学学術院教授会は入試合格判定時に指導教員（正）を決定する。
 - (2) 博士論文計画書の提出
博士後期課程に入学した学生は、所定の期限までに博士論文計画書を提出するものとする。
 - (3) 論文提出に向けての指導
文学学術院教授会は博士論文計画書に即して指導教員（副）を決定する。指導教員（副）は文学研究科運営委員であることを原則とする。指導教員（正・副）は当該学生の博士学位請求論文の提出に向け、指導にあたるものとする。また、当該学生は研究倫理教育を受けることとする。
 - (4) 論文構想の口頭発表
博士学位請求論文の提出予定者は、事前に文研主催の論文構想発表会において、執筆継続可と判定されているものとする。
 - (5) 全国的もしくは国際的な学会での口頭発表
上記の口頭発表を、博士学位請求論文提出時までには1回以上行なうものとする。
 - (6) 学術誌（査読制が望ましい）への論文掲載
上記の論文を、博士学位請求論文提出時までには1篇以上発表するものとする。

（2006年7月18日文学学術院教授会承認）
全面改訂（2010年2月19日文学学術院教授会承認）
一部改訂（2014年12月17日文学学術院教授会承認）